

## スマートフォンによる確定申告の利用範囲の拡大について

令和元年 10 月 1 日より相続税の電子申告が開始されるなど、近年、税務手続の電子化が推進されています。そのような流れの中で平成 30 年分の所得税の確定申告よりスマートフォンでも確定申告書の作成や電子申告ができるようになりました。平成 30 年分においてはスマートフォンによる確定申告の利用範囲は限定的なものでしたが、令和元年分からはその範囲が拡大されることになりましたので、その内容をご紹介します。

## 1. 利用対象者の拡充

平成 30 年分まではスマートフォンで確定申告書を作成できるのは「1 か所から年末調整を受けている給与所得者」に限られ、申請可能な所得控除も「医療費控除」と「寄附金控除」のみでした。これは申告者の多い医療費控除やふるさと納税の利用者をターゲットにしていたためと考えられますが、利用対象者が限定的だと批判を受ける結果となりました。

しかし令和元年分からは 2 か所以上から給与を受けている給与所得者や年金受給者も対象となり、また、すべての所得控除が利用可能となったため、年末調整で提出が漏れていた生命保険料控除を申告することなども可能となります。

項目	平成 30 年分	令和元年分
収入	給与所得 (年末調整済 1 か所)	給与所得 (年末調整済 1 か所、 <u>年末調整未済、2 か所以上に対応</u> ) <u>公的年金等、その他雑所得、一時所得</u>
所得控除	医療費控除、寄附金控除	<u>すべての所得控除</u>
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u>
その他		<u>予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、 財産債務調書 (※提出が必要な者のご案内が表示されるのみ)</u>

## 2. 電子申告手続きの簡便化

これまで電子申告を行う場合には「ID・パスワード方式」による方法と「マイナンバーカード方式」による方法の 2 つの方法がありました。ただし、「マイナンバーカード方式」では IC カードリーダーライタを事前に準備する必要があり、かつ、パソコンからの利用のみだったため、スマートフォンのみで確定申告手続きを作成から送信まで行うためには、事前に税務署で職員と対面による交付手続きが必要な ID とパスワードを入力する方法 (ID・パスワード方式) しかありませんでした。

しかし令和元年分からはマイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は、「マイナンバーカード方式」によりスマートフォンのみで確定申告書の作成から電子申告まで行うことができるようになります。「マイナンバーカード方式」では、ID とパスワードを使わずに電子申告ができるため、事前に税務署に行く必要もなくなり、非常に簡便に電子申告ができるようになります。

【事前準備が必要なもの】

マイナンバーカード方式	ID・パスワード方式
① マイナンバーカード ② マイナンバーカード対応のスマートフォン ※マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については公的個人認証サービスポータルサイトにてご確認くださいませようお願いします。 <a href="https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf">https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf</a>	① ID (利用者識別番号) ② パスワード (暗証番号) ※ID とパスワードは、 <u>税務署で職員と対面による本人確認</u> を行ったうえで交付されます。その際、 <u>運転免許証等の本人確認書類が必要</u> となりますのでご注意ください。

## 3. 今後の流れ

令和元年分においてスマートフォンによる確定申告の利用範囲は拡充され、また令和 2 年分の確定申告からは特定口座で生じた上場株式等の譲渡損益等についてもスマートフォンでの確定申告書の作成範囲に追加される予定です。スマートフォンによる税務手続のみならず、令和 3 年からはマイナンバーカードで個人認証することにより 1 年間の医療費を自動収集するシステムを作成する予定もあるなど、近年の環境変化に対応するよう税務手続も変化していくことが予想されます。

(担当：西澤 潤)